

常設型住民投票条例 項目別一覧表(住基人口10万人以上)

No.	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一・同旨 再請求 制限期間
			対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長		
1	岩手県 奥州市 (124,235)	H21.10.1	<p>市政に係る重要事項</p> <p>(現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、市議会若しくは市の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その意思を確認する必要があるもの)</p>	<p>①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>②法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</p> <p>③特定の市民又は特定の地域のみに関係する事項</p> <p>④市の組織、人事又は財務に関する事項</p> <p>⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	18歳以上	<p>・特別永住者</p> <p>・一般永住者</p> <p>・適法な在留資格、かつ、1年超の住基台帳記録者</p>	1/6以上	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	<p>投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない</p> <p>(不成立の場合は開票しない)</p>	結果の告示から2年間
2	群馬県 桐生市 (121,151)	H15.7.1	<p>市政運営上の重要事項</p> <p>(市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事案であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの)</p>	<p>①市の機関の権限に属さない事項</p> <p>②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>③特定の市民又は地域のみ関係する事項</p> <p>④市の組織、人事及び財務の事務に関する事項</p> <p>⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	20歳以上 (桐生市の議会の議員及び長の選挙権を有する者)	—	1/6以上	—	—	<p>投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない</p> <p>(不成立の場合は開票しない)</p>	結果の告示から2年間
3	埼玉県 川口市 (581,170)	H25.4.1	<p>市政に関する特に重要な事項</p> <p>(本市の自治(川口市自治基本条例第2条第3号に規定する自治をいう。))の実現に重大な影響を与える事項であって、市民に直接その賛成又は反対を問う必要があるもの)</p>	<p>①市の権限に属さない事項</p> <p>②法令の規定に基づいて投票を行うことができる事項</p> <p>③専ら特定の市民又は地域に関する事項</p> <p>④市内部の事務処理に関する事項</p> <p>⑤市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項</p>	20歳以上 (選挙人名簿の被登録資格に同じ)	—	1/6以上	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	<p>投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない</p> <p>(不成立の場合は開票しない)</p>	—
4	埼玉県 富士見市 (107,990)	H14.12.20	<p>市政運営上の重要事項</p> <p>(市が行う事務のうち、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接の利害関係を有するもの)</p>	<p>①市の権限に属さない事項</p> <p>②議会の解散その他法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項</p> <p>③専ら特定の市民又は地域のみ関係する事項</p> <p>④市の組織、人事及び財務に関する事項</p> <p>⑤前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項</p>	20歳以上 (市議会の議員及び市長の選挙権を有する者)	—	1/5以上	<p>定数の1/3以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	<p>投票者総数が投票資格者総数の1/3に満たないときは成立しない</p> <p>(不成立の場合は開票しない)</p>	<p>結果の告示から2年間</p> <p>(不成立の場合を除く。)</p>

No.	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一・同旨 再請求 制限期間	
			対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長			
5	埼玉県 坂戸市 (100,842)	H16.4.1	市政運営上の重要事項 (市が処理する事務のうち、市民に直接賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に直接利害関係を有するもの)	①法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ②専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ③市の組織、人事及び財務に関する事項 ④地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして市長が認める事項	20歳以上 (坂戸市の議会の議員及び長の選挙権を有する者)	—	1/6以上	—	—	投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない  (※開票の可否については例規上の規定なし)	結果の告示から2年間	
6	千葉県 野田市 (156,725)	H23.8.1	市政に係る重要事項 (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、市民の間に意見の相違があると認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの)	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票その他選挙権を有する者が直接請求を行うことのできる事項(地方自治法第74条第3項の規定により議会に付議した条例の制定又は改廃の請求であって、議会がこれを否決した場合における当該請求に関する事項を除く。) ③市の予算、組織及び人事に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないとして明らかに認められる事項	20歳以上 (本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者)	—	1/10以上	定数の1/12以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能	—	結果の告示から2年間	
7	千葉県 我孫子市 (133,923)	H16.4.1	【ポジティブリスト】 市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項、かつ、次のいずれかに該当する事項 (1)市の存立の基礎的条件に関する事項 (2)市の実施する特定の重要施策に関する事項 (3)現在又は将来の市及び市民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項	①法令に基づき投票に付することができる事項 ②もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項	18歳以上	・特別永住者 ・一般永住者	1/8以上	定数の1/4以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能(議会の同意が必要)	(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/3に達したときに結果を尊重)	(賛否いずれか過半数の結果が投票資格者総数の1/3に達しない場合を除く。)	
8	東京都 小金井市 (116,445)	H21.9.1	市政の重要事項	市長は次のいずれかの事項である場合、市民投票を実施しないことができる。  ①法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合 ②税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合 ③特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合	18歳以上	・特別永住者 ・一般永住者	13/100以上	—	—	—	(選択肢のいずれかが投票資格者総数の1/3以上の者により選択されたときに当該結果を尊重)	市民投票の期日から2年間

No.	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一・同旨 再請求 制限期間
			対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長		
9	神奈川県 川崎市 (1,425,472)	H21.4.1	<p>市政に係る重要事項</p> <p>(現在又は将来の住民の福祉に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であって、住民の間又は住民、議会若しくは市長の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるもの)</p> <p>※既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。</p>	<p>①法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項</p> <p>②住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項</p> <p>③専ら特定の地域に関する事項</p> <p>④市民が納付すべき金銭の額の増減を専ら対象とする事項</p> <p>⑤その他住民投票に付することが適当でないと認められる事項</p>	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者</li> <li>・一般永住者</li> <li>・適法な在留資格、かつ、3年超の住基台帳記録者</li> </ul>	<p>1/10以上 (議会への協議が必要。2/3以上の反対がない場合)</p>	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能(議会への協議が必要。2/3以上の反対がない場合)</p>	—	—
10	神奈川県 厚木市 (224,624)	H25.4.1	<p>住民投票に付することができる事項(市政の重要事項)</p> <p>(市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるもの)</p>	<p>①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。</p> <p>②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項</p> <p>③予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項</p> <p>④専ら特定の市民又は地域に関する事項</p> <p>⑤前各号に掲げる事項に類すると認められる事項</p>	20歳以上 (本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者)	—	1/5以上	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	—	結果の告示から2年間
11	神奈川県 大和市 (231,822)	H18.10.1	<p>市政に係る重要事項</p> <p>(市全体に重大な影響を及ぼす事案であつて、住民に直接その意思を問う必要があると認められるもの)</p>	(除外事項なし)	16歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者</li> <li>・一般永住者</li> <li>・適法な在留資格、かつ、3年超の日本に住所を有する者</li> </ul>	1/3以上	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	—	結果の告示から2年間
12	新潟県 上越市 (202,312)	H21.10.1	<p>市政運営に係る重要事項</p> <p>(市及び市民に直接の利害関係を有する事項(市の権限に属さない事項にあつては、対外的に市の意思を表示するものに限る。)であつて、市民の間又は市民、市議会若しくは市長等の間に重大な意見の相違が認められる状況その他の事情に照らし、市民に直接その賛成又は反対の意思を問う必要があるもの)</p>	<p>① 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民による投票を実施することができる事項</p> <p>② 市長等の組織、人事、予算の調製及び予算の執行の権限に係る事項並びに市長等の内部の事務処理に関する事項</p> <p>③ 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項</p> <p>④ その他市民投票の実施が不適當と認められる事項</p>	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別永住者</li> <li>・一般永住者</li> </ul>	<p>1/50以上</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p> <p>1/4以上</p>	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能</p>	<p>投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない</p> <p>(不成立の場合も開票する)</p>	結果の告示から2年間
13	岐阜県 多治見市 (115,178)	H22.4.1	<p>市政の重要事項</p> <p>(市及び市民全体に影響を及ぼす事項であつて、市民に直接その賛成又は反対の意思を確認する必要があるもの)</p>	<p>① 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合を除く。</p> <p>② 市議会の解散、市議会議員又は市長の解職その他法令に基づき市民が投票を行うことができる事項</p> <p>③ 市税、分担金、使用料、手数料その他の金銭の徴収に関する事項</p>	18歳以上	—	1/4以上	<p>定数の1/12以上の賛成</p> <p>→出席議員の過半数の賛成</p>	<p>自ら実施が可能(議会の議決が必要)</p>	—	結果の告示から2年間

No.	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一・同旨 再請求 制限期間	
			対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長			
14	滋賀県 草津市 (126,032)	H25.3.31	<p>市政に関する重要事項 (市全体に重大な影響を与え、または与える可能性のある事項で、住民に直接意思を確認する必要があるもの)</p> <p>【ポジティブリスト】 市政に関する重要事項は、次に掲げる事項すべてに該当するもの (1)市および住民全体に利害関係を有していること。 (2)住民の間または住民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があること。 (3)住民の間または住民、議会もしくは市長の間で、事項についての議論が熟し、議論としての最終段階であること。</p> <p>※既に住民投票に付された事項または議会もしくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあっては、改めて住民に直接その意思を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。</p>	<p>①特定の個人または団体の権利等を不当に侵害するおそれのある事項 ②専ら特定の住民または団体および特定の地域にのみ関係する事項 ③市の組織・人事・財務に関する事項 ④法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項 ⑤市の権限に属さない事項 ⑥地方税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関する条例の制定または改廃 ⑦前各号に定めるもののほか、住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項</p>	20歳以上 (本市の議会の議員および市長の選挙権を有する者)	—	1/6以上	※請求代表者証明書の交付決定について、必要に応じた草津市住民投票審議会への諮問が可能	定数の1/12以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能	投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない  (不成立の場合は開票しない)	結果の告示から2年間
15	大阪府 岸和田市 (201,467)	H17.8.1	<p>岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題 (市及び住民全体に利害関係を有する事業であって、住民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの)</p>	<p>① 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ② 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③ 市の組織、人事及び財務に関する事項 ④ 前3号に掲げるもののほか、住民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項</p>	18歳以上	・特別永住者 ・一般永住者  ・適法な在留資格、かつ、3年超の日本に住所を有する者	1/4以上	—	—	—	—	結果の告示から2年間
16	大阪府 豊中市 (397,334)	H21.3.26	<p>将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項 (市及び市民全体に利害関係を有する事業であって、市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの)</p>	<p>① 市の権限に属しない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ② 議会の解散その他法令の規定に基づき市民が投票を行うことができる事項 ③ 市の組織、人事又は財務に関する事項 ④ 前3号に掲げるもののほか、市民投票に付すことが適当でないと明らかに認められる事項</p>	18歳以上	・住基台帳に記録されている者	1/6以上	—	—	—	—	—

No.	自治体名 (人口)	施行日	住民投票に付することができる事項		投票資格者		発議権者・発議要件			成立要件	同一・同旨 再請求 制限期間
			対象事項	除外事項	年齢	外国人	投票資格者	議会	長		
17	鳥取県 (588,508)	H25.10.1	【ポジティブリスト】 次の各号のいずれかに該当する事項であって、県民に直接その意思を問う必要があると認められるもの (1)県の存立の基礎的条件に関する事項 (2)県の実施する特定の重要施策に関する事項 (3)前2号に掲げるもののほか、現在又は将来の県及び県民全体に重大な影響を与える政策上の具体的事項	①法令に基づき県民の投票に付することができる事項 ②県の権限に属さない事項	20歳以上 (県内の市町村の選挙人名簿登録者で、知事及び県議会の議員の選挙権を有するもの)	—	1/10以上	定数の1/12以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能	投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない  (不成立の場合は開票しない)	投票日の翌日から起算して1年を経過するまでの間
18	広島県 広島市 (1,180,176)	H15.9.1	市政運営上の重要事項  (現在又は将来の市民の福祉に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるもの)	①市の機関の権限に属しない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域に関する事項 ④市の組織、人事又は財務の事務に関する事項 ⑤前各号に定めるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	・特別永住者 ・一般永住者	1/10以上	—	—	投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない  (不成立の場合は開票しない)	結果の告示から2年間  (不成立の場合を除く。)
19	山口県 防府市 (117,897)	H18.12.1	市政運営上の重要事項  (市及び市民全体に重大な影響を及ぼす事案であって、市民に直接その意思を問う必要があると認められるもの)	①市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③専ら特定の市民又は地域にのみ関係する事項 ④市の組織、人事又は財務に関する事項 ⑤前各号に掲げるもののほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	20歳以上 (選挙人名簿の被登録資格に同じ)	—	1/3以上	定数の1/12以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能	投票者総数が投票資格者総数の1/2に満たないときは成立しない  (不成立の場合は開票しない)	結果の告示から2年間
	北海道 苫小牧市 (173,912)	—	市政の重要な課題  (市民全体の生活に重大な影響を及ぼす事項であって市民に直接その賛否を問う必要があると認められるもの)	①市の権限に属さない事項 ②法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項 ③市の組織、人事又は財務に関する事項 ④専ら特定の市民又は地域に関する事項 ⑤前各号に掲げる事項のほか、住民投票に付することが適当でないと明らかに認められる事項	18歳以上	・特別永住者 ・一般永住者	1/4以上	定数の1/12以上の賛成 →出席議員の過半数の賛成	自ら実施が可能	—	結果の告示から2年間

※ 人口は平成25年3月31日現在の住民基本台帳人口